

名 称	郵便番号	住 所	電話番号
日高振興局森林室	057-0012	浦河郡浦河町常盤町 26-4	0146-22-2451
渡島総合振興局東部森林室	041-8558	函館市美原 4 丁目 6-16	0138-83-7282
渡島総合振興局西部森林室	049-1517	松前郡松前町字朝日 495-9	0139-42-2013
上川総合振興局南部森林室	079-8610	旭川市永山 6 条 19 丁目 1-1	0166-46-5998
上川総合振興局北部森林室	098-2232	中川郡美深町字東 2 条南 4 丁目	01656-2-1726
留萌振興局森林室	077-8585	留萌市住之江町 2 丁目 1-2	0164-42-8380
オホーツク総合振興局東部森林室	090-0018	北見市青葉町 2-10	0157-24-6276
オホーツク総合振興局西部森林室	098-1607	紋別郡興部町字興部 708	0158-82-2158
十勝総合振興局森林室	089-5612	十勝郡浦幌町字東山町 10-23	015-576-2165
釧路総合振興局森林室	088-1115	厚岸郡厚岸町梅香 1 丁目 8	0153-52-2165
北海道水産林務部森林環境局 道有林課	060-8588	札幌市中央区北 3 条西 6 丁目	011-204-5519

2 申請の方法

- 資格審査の申請は、次に掲げる「提出書類一覧表」記載の申請書類を作成し、受付期間内に定められた受付場所に提出することにより行わなければなりません。
- 法人、個人又は中小企業組合等で提出いただく書類が異なりますので、「提出書類一覧表」の区分に従って提出ください。
- 「提出書類一覧表」の◎は必ず提出しなければならない書類、○は該当するときに提出する書類を示しています。
- 競争入札参加資格審査申請書（別記第1号様式その3）はA3用紙、その他はA4用紙に印刷して提出してください。**A3用紙に印刷できる環境がない場合は、申請先（各森林室又は道有林課）にご相談ください。
- 競争入札参加資格審査申請書（別記第1号様式その3）は、受付場所において申請書類の内容をチェックした後、当該申請書に受付年月日・番号が記入され、受付担当者の記名のうえ受理されますが、申請者用控えとしてその写しを交付しますので保管しておいてください。

(提出書類一覧表)

◎必ず提出：○該当すれば提出

	区分	法人	個人	中小企業組合等	適用
1	競争入札参加資格審査申請書（別記第1号様式その3）	◎	◎	◎	第8の「申請書の作成要領」（P.9）及び別添の「申請者用 記入例」に従い、ご記入ください。A3用紙に印刷して提出してください。
2	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の写し	◎		◎	法務局の発行する申請時3か月以内のもの（写し）を提出してください。申請後、原本を提出していただく場合がありますので御留意ください。
3	身分証明書の写し		◎		申請者の住所を管轄する市区町村長が発行する申請時3か月以内のもの（写し）を提出してください。申請後、原本を提出していただく場合がありますので御留意ください。
4	誓約書（別記第19号様式）	◎	◎	◎	
5	道税（道が賦課徴収するものに限る）に滞納がないことの証明書の写し	◎	◎	◎	所管の（総合）振興局税務課、納税課や道税事務所で発行する申請時3か月以内のもの（写し）を提出してください。申請後、原本を提出していただく場合がありますので御留意ください。
6	本店が所在する都府県の事業税に滞納がないことの証明書の写し	○	○	○	道税の納税義務がない場合に、申請時3か月以内のもの（写し）を提出してください。申請後、原本を提出していただく場合がありますので御留意ください。証明書の請求方法等については、所管の都府県にお問い合わせください。
7	消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書の写し	◎	◎	◎	国税通則法施行規則別紙第9号書式「その3」、「その3の2（個人用）」又は「その3の3（法人用）」の納税証明書 所管の税務署で発行される申請時3か月以内のもの（写し）を提出してください。申請後、原本を提出していただく場合がありますので御留意ください。
8	引き続き1年以上前（令和2年（2020年）10月31日以前）から事業を営んでいることを証する書類の写し	◎	◎	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1年以上前に、国か地方公共団体またはそれ以外の者と締結した立木、素材、若しくは副産物の売買契約書、又は造材に関する請負契約書等の写し ・ その他道が認める書類の写し <p>* <u>副産物の売買契約書のみを提示する場合は、立木の買受けを希望することはできません。</u> * <u>中小企業組合等で18の官公需適格組合証明書の写しを提出する場合は不要です。</u></p>

	区分	法人	個人	中小企業組合等	適用
9	審査基準日の直前1年間(令和2年(2020年)11月1日から令和3年(2021年)10月31日まで)に仕入高があったことを証する書類の写し	◎	◎	◎	<ul style="list-style-type: none"> 審査基準日の直前1年間に、国か地方公共団体またはそれ以外の者と締結した、立木、素材若しくは副産物の売買契約書、又は造材に関する請負契約書等の写し その他、道が認める書類の写し <p>* <u>副産物の売買契約書のみを提出する場合は、立木の買受けを希望することはできません。</u></p>
10	賃金台帳(写し)		◎		従業員の数(3人以上)が確認できる賃金台帳の写しを提出してください。
11	林業退職金共済制度等の加入状況を証する書類(写し)	○	○	○	林業退職金共済制度、建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度の証明書、契約書、掛金収納書等の写しを提示してください。
12	健康保険、厚生年金保険の届出義務を履行している事実を証する書類の写し	◎	◎	◎	納入告知書、資格取得確認書及び標準報酬月額決定通知書、適用通知書など加入状況が確認できる書類のうち、いずれか1つの写しを提出してください。加入義務がない場合は、14の社会保険等適用除外申出書(別記第20号様式)を提出してください。
13	雇用保険の届出義務を履行している事実を証する書類の写し	◎	◎	◎	保険関係成立届、領収済通知書、概算・確定保険料申告書(控)など加入状況が確認できる書類のうち、いずれか1つの写しを提出してください。加入義務がない場合は、14の社会保険等適用除外申出書(別記第20号様式)を提出してください。
14	社会保険等適用除外申出書(別記第20号様式)	○	○	○	健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の届出義務がない場合のみ、提出してください。適用除外となった理由を「その他」とした場合は、関係機関に問い合わせし、その理由をご記入ください。
15	委任状(別紙第21号様式又はそれに準じる様式)	○	○	○	行政書士が代理申請を行う場合に、申請時3か月以内のものを提出してください。
16	組合員名簿			◎	組合構成員全員の商号又は名称、代表者氏名、所在地及び電話番号を記載した名簿を提出してください。
17	定款(写し)			◎	
18	官公需適格組合証明書の写し			○	中小企業組合等において官公需適格組合の証明を有する場合

3 審査結果の通知等

- 申請者に対する資格の有無は、「競争入札参加資格審査結果通知書」により申請者(本店の住所)へ、郵送により通知します(行政書士による代理受領はできません。)。なお、この通知書

は、紛失等による再発行は行いませんので、大切に保管してください。

- ・ また、本申請に伴い作成される競争入札参加資格者名簿については、北海道のホームページにより公表を行います（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/dyr/index.html>）。ホームページの名簿の内容については、申請書に記載された事項により掲載しますので、申請書の記載に当たっては、誤りのないよう十分ご留意ください。

第3 中小企業組合等について

中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律若しくは商店街振興組合法の規定に基づき設立された組合又はその連合会（中小企業組合等）については、次のとおり資格の要件に異なる取扱いがあります（提出書類も異なりますので、P6の「提出書類一覧表」でご確認ください。）。

* 森林組合は、「中小企業組合等」に含まれません。

営業年数の特例

中小企業組合等が次のいずれかに該当するときは、第1の3の(5)の営業年数に係る資格要件は適用されません。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 企業組合及び協業組合にあっては、設立の際に競争入札参加資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

第4 行政書士の代理申請

- ・ 行政書士の代理人による申請（申請代理人の名前、印による申請）が可能です。
- ・ 代理申請では、こちらの質問に回答できるよう十分に行政書士の方へ申請内容を周知してください。
- ・ 会社の従業員や支店の社員の方などが申請書を作成し、提出される場合は代理申請ではなく、いわゆる使者という扱いにすることができますので、この場合は、申請書の「申請代理人」欄の記載及び委任状は必要ありません。
- ・ 代理申請する場合には、申請者本人から申請代理人への委任状の提出が必要です。委任状は、別紙第21号様式又はこれに準じる内容のものを提出してください。
- ・ この代理申請に係る委任状は、入札・見積、契約の締結、代金の請求・受領の権限に関する年間委任状ではありませんので、ご注意ください。（第6をご参照ください。）

第5 変更届の提出について

競争入札参加資格者名簿に登載された後、資格の有効期間内に、次のいずれかに該当するときは、申請内容の変更の届出をしなければなりません。

- ア 商号又は名称に変更があったとき
- イ 組織に変更があったとき
- ウ 代表者に変更があったとき
- エ 所在地に変更があったとき
- オ 電話番号に変更があったとき